

20代のマナー術 ⑦

月1万5100円の国民年金の保険料を負担に感じる20代の人には、前回紹介した「免除制度」のほかにも、二つの制度がある。

一つは、30歳未満を対象とした「若年者納付猶予制度」だ。これは、本人と配偶者の前年所得だけを対象としているのが特徴。免除制度と違い、同居している親の所得は考慮されない。単身だと、57万円以下の所得の人が全額猶予の対象となる。

もう一つは、学生を対象とした「学生納付特例制度」。こちらは「大学や専門学校などに在学中で、20～59歳であれば利用できる」と、日本年金機構の担当者は説明す

「猶予」同居の親の所得考慮せず

国民年金保険料が猶予となる目安

	対象者	所得(万円)	
		単身	夫婦2人
若年者納付猶予	30歳未満	57	92
学生納付特例	学生	118	

る。学生で、基本的に本人の前年の所得が118万円以下という条件を満たせば全額猶予となる。これらの制度により保険料の支払いを猶予された期間に障害者になったら、原則、障害年金の受給対象となる。

また、支払いを猶予された期間は、公的年金の加入期間に算入できない。加入期間が25年あるかどうか、老後に年金をもらえるかどうかの分かれ目。「遠い先のこと」と放置しておかず、きちんと猶予制度を利用するべきだ。ただし、猶予された期間は、老齢基礎年金額を計算

する際には保険料を払っていない期間として計算される。

わかりにくいのが、猶予期間は、「年金をもらうための条件である25年の期間には算入されるが、年金額には反映されない」ということ。

年金額が減るのは困る。では、どうしたらいいか。若年者納付猶予と学生納付特例の利用者は10年以内なら、保険料の追納ができる。追納した期間分はもちろん年金額に反映される。社会保険労務士の東海林正昭さんは「就職するなどして余裕ができたなら、老後のことを考えて追納しておく」とよい」と話す。

免除や猶予制度は、いずれも、住民登録のある市区町村の国民年金担当窓口での申請が必要になる。学生納付特例については、多くの学校の窓口でも申請できる。